

# 奥州農業振興地域整備計画書

令和4年4月

岩手県奥州市

旧水沢市		旧江刺市		旧前沢町		旧胆沢町		旧衣川村	
地域指定年度	昭和44年度	地域指定年度	昭和44年度	地域指定年度	昭和44年度	地域指定年度	昭和44年度	地域指定年度	昭和45年度
整備計画策定年度	昭和46年度	整備計画策定年度	昭和46年度	整備計画策定年度	昭和46年度	整備計画策定年度	昭和45年度	整備計画策定年度	昭和46年度
特別管理指定年度	昭和49年度	特別管理指定年度	昭和49年度	特別管理指定年度	昭和49年度	特別管理指定年度	昭和49年度	特別管理指定年度	昭和50年度
同上	昭和53年度	同上	昭和54年度	同上	昭和54年度	同上	昭和54年度	同上	平成5年度
同上	昭和60年度	同上		同上	平成7年度	同上	昭和60年度	同上	
同上	平成9年度	同上		同上		同上		同上	
農業・農村振興総合対策指定年度	平成2年度	農業・農村振興総合対策指定年度	昭和62年度	農業・農村振興総合対策指定年度	平成元年度	農業・農村振興総合対策指定年度	平成2年度	農業・農村振興総合対策指定年度	
農業・農村整備計画指定年度		農業・農村整備計画指定年度		農業・農村整備計画指定年度		農業・農村整備計画指定年度		農業・農村整備計画指定年度	昭和61年度
農振計画策定再編事業指定年度		農振計画策定再編事業指定年度	平成7年度	農振計画策定再編事業指定年度		農振計画策定再編事業指定年度	平成8年度	農振計画策定再編事業指定年度	
農用地利用計画明確化事業指定年度		農用地利用計画明確化事業指定年度		農用地利用計画明確化事業指定年度	平成12年度	農用地利用計画明確化事業指定年度		農用地利用計画明確化事業指定年度	平成11年度
基礎調査に基づく計画の変更年度	平成15年度	基礎調査に基づく計画の変更年度	平成13年度	基礎調査に基づく計画の変更年度	平成17年度	基礎調査に基づく計画の変更年度	平成14年度	基礎調査に基づく計画の変更年度	平成16年度

奥州市	
基礎調査に基づく計画の変更年度	平成20年度
基礎調査に基づく計画の変更年度	平成23年度
基礎調査に基づく計画の変更年度	平成28年度
基礎調査に基づく計画の変更年度	令和3年度

# 目 次

第 1	地域の振興方向	1
1	振興の方向	1
2	計画の特色	3
第 2	農用地利用計画	4
1	土地利用区分の方向	4
(1)	土地利用の方向	4
ア	土地利用の構想	4
イ	農用地区域の設定方針	9
(2)	農業上の土地利用の方向	9
ア	農用地等利用の方針	9
イ	用途区分の構想	10
2	農用地利用計画	16
第 3	農業生産基盤の整備開発計画	17
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	17
2	農業生産基盤整備開発計画	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
4	他事業との関連	22
第 4	農用地等の保全計画	23
1	農用地等の保全の方向	23
2	農用地等保全整備計画	23
3	農用地等の保全のための活動	24
4	森林の整備その他林業の振興との関連	24
第 5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効果的かつ総合的な利用の促進計画	25
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用に関する誘導方向	25
(1)	効果的かつ安定的な農業経営の目標	25
(2)	農用地等の農業上の効果的かつ総合的な利用に関する誘導方向	27
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	27
(1)	集落営農の育成対策	27
(2)	農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業等の 農用地の流動化対策	28
(3)	農作業の受委託、共同化、生産組織の育成対策	28
(4)	地力の維持増進対策	28

第6	農業近代化施設の整備計画	29
1	農業近代化施設の整備の方向	29
2	農業近代化施設整備計画	30
3	森林の整備その他林業の振興との関連	31
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	32
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	32
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	32
3	農業を担うべき者のための支援の活動	32
4	森林の整備その他林業の振興との関連	32
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	33
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	33
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	34
3	農業従事者就業促進施設	34
4	森林の整備その他林業の振興との関連	34
第9	生活環境施設の整備計画	35
1	生活環境施設の整備の目標	35
2	生活環境施設整備計画	36
3	森林の整備その他林業の振興との関連	37
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	37
第10	附図	38
1	土地利用計画図	(附図1号)
2	農業生産基盤整備開発計画図	(附図2号)
3	農用地等保全整備計画図	(附図3号)
4	生活環境施設整備計画図	(附図6号)

## 第1 地域の振興方向

### 1 振興の方向

奥州市は、平成18年2月20日、水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村が合併して誕生した。連綿と現在まで受け継がれた歴史と文化を継承しながら、新たな時代を見据え、将来に向かって豊かで、安心、安全なまちづくりを永続的に進め、市勢の発展をめざすものである。

平成28年度に策定した「第2次奥州市総合計画（平成29年度～平成38年度）」において、めざすべき都市像として、

「地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市」  
を掲げ、地域ごとの歴史や伝統、文化といった個性や特徴を生かしつつ、市民一人ひとりがまちづくりの主演となりながら積極的に市政に参画し、協働していくことで、新しい時代にふさわしい自治のまちづくりを進めるとしている。

これを実現するため、①誇りと幸せを実感できるまちづくりプロジェクトとして「人口プロジェクト」、②世界へ発信するまちづくりプロジェクトとして「ILC プロジェクト」を定め、市政の各部門にかかわる施策の大綱を次のように設定し、まちづくりの目標を示す。

#### ① みんなで創る生きがいあふれるまちづくり

- ・市民と行政のパートナーシップをより強固なものとするとともに、市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働のまちづくりを目指す。
- ・市民の自主的な学習やスポーツ、芸術を通じて、心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるまちづくりを目指す。

#### ② 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり

- ・未来を担う子どもたちが、豊かな心を持つとともに、創造力に富んだ人材として成長することを目指した教育を実践し、児童生徒が「生きる力」を育むまちを目指す。
- ・文化財は、先人の智慧を秘めた歴史遺産であり、魅力ある郷土づくりや市民の学習活動における人づくりの資源でもあるため、地域の歴史と文化を保全するとともに魅力を発信し、地域に誇りを持てるまちを目指す。

#### ③ 健康で安心して暮らせるまちづくり

- ・市民誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、地域医療体制の充実を図りながら、保健や福祉サービスとの連携を進め、包括的な支援体制の整備を

進める。

- ・地域ぐるみで見守りや生活支援などの取組を推進するとともに、多様化する生活課題に対し、地域住民、関係団体、行政等が連携し、共に支え合うまちを目指す。
- ・子育て環境の充実を図るとともに、「妊娠」、「出産」、「子育て」と切れ目のない支援を行うことで、若い世代が安心して子どもを産み、育てられるまちを目指す。

#### ④ 豊かさと魅力のあるまちづくり

- ・基幹産業である農業をはじめ、工業、商業、林業がお互いに連携し合いながら各産業の振興と発展を目指すとともに、積極的な情報発信や観光産業の振興により、奥州ファンの獲得と交流人口の増加に努める。
- ・地域資源の活用や地域課題を解決する新たな産業の展開・誘致と、地域産業を担う人材の育成を推進しながら、多くの人々にとって働く場のある、魅力あふれるまちを目指す。

#### ⑤ 環境にやさしい安全・安心なまちづくり

- ・豊かな自然環境と安全で持続可能な生活環境を次世代へ引き継ぐため、環境負荷を軽減し、環境にやさしい循環型のまちをつくるとともに、防災対策や消防体制、交通安全対策などの充実を図り、災害に強い、安全・安心な市民生活が確保されるまちを目指す。
- ・市民の日常生活の移動手段を確保するため、持続可能な地域公共交通を実現するまちを目指す。

#### ⑥ 快適な暮らしを支えるまちづくり

- ・住環境や道路・交通網の整備により地域間の交流を円滑にするとともに、情報通信環境の整備を推進し多様な情報発信や収集手段を確保することにより、市民が快適に暮らせるまちを目指す。
- ・豊かな自然景観や歴史的景観等を保全するとともに、適切な土地利用を推進する。

## 2 計画の特色

農業の担い手及び農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、それに伴う耕作放棄地の増加や米価に代表される農産物の価格下落等、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、今後もさらに厳しくなることが予想される。

こうした農業情勢の中、地域農業を守り本市の農業が一層の発展を遂げるために、「第2次奥州市総合計画後期基本計画（令和4年2月策定予定）」及び「奥州市農業振興ビジョン（令和元年5月策定）」において、基本施策の「農林業の振興」の中で「農地の生産性の向上」「担い手の確保・育成」「消費者から支持される農畜産物の生産力の強化」「農畜産物の需要拡大」「農山村の振興」「森林資源の保全と活用」の6つを展開していくこととしており、その実現に向けて推進していくものである。

また、土地利用については、奥州市都市計画マスタープランに則し、地域振興のために都市的土地利用を行う土地と継続的に農業を行う土地との調整を十分に行い、優良農地を安定的・継続的に保全しながら本市の基本的な財産である土地を最大限に有効活用し、価値のある財産として次代に引き継ぐことができるよう考慮し、魅力ある快適な農村環境づくり、低コスト化・高効率化による生産性の高い農業の実現、それぞれの地域に適した農業形態、生産組織の育成を進めるものである。

以上のように、本計画は、「第2次奥州市総合計画（平成29年度～平成38年度）」の目指す地域振興の方向が基調となっており、他の計画との整合性を図るとともに農業者の意向を反映させながら、関係機関等からの意見聴取により、奥州市農林審議会の審議を経て策定した。

なお、計画策定に当たっては、地域農業マスタープランの実質化に伴う農業者アンケートや地域の話し合いでの意見の分析・活用等住民の意見を十分に取り入れるなど、将来に向けた地域農業の継続的な振興の検討を行っていることから、本計画を、豊かで力強い農業の振興を図るためのマスタープランとして位置付けるものである。

## 第2 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

###### ① 地域の位置

本市は、岩手県内陸南部に位置し、市のほぼ中央を一級河川・北上川が流れ、その西側には北上川の支流である胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がり、東側は北上山地につながる田園地帯が広がるとともに丘陵山岳地帯となっている。北は北上市・西和賀町・金ヶ崎町・花巻市、南は一関市・平泉町、東は遠野市・住田町、西は秋田県に隣接し、東西に約57km、南北に約37kmの広がりを持つ市である。

###### ② 土地利用の状況

本市の市域面積は99,330haあり、うち61,737haを農業振興地域として指定している。その内訳は、農地が23,321ha(37.8%)、農業用施設用地162ha(0.3%)、山林・原野26,431ha(42.8%)、その他11,796ha(19.1%)となっている。農用地区域内農地の利用状況は、19,906haのうち田16,459ha(82.7%)、畑2,889ha(14.5%)、樹園地558ha(2.8%)となっている。

###### ③ 人口の見通し

本市の人口は、令和2年の国勢調査人口で113,027人となっており、県内有数の人口規模であるが、その人数は平成7年の133,228人をピークに減少傾向にある。なお、平成27年国勢調査からの人口減少率は5.3%となっており、平成22年から27年の減少率4.2%より高くなっている。

年齢構成について、令和2年9月時点では、年少人口(0～14歳)が10.7%、生産年齢人口(15～64歳)が53.6%、老年人口(65歳以上、不詳含む)が35.7%となっており、県全体の平均と比較して老年人口の割合が高く、年少人口、生産年齢人口の割合が低くなっている。

世帯数は、令和2年国勢調査で前回調査時から577世帯増の42,303世帯となっており、核家族化の進行と高齢者のみの世帯の増加が要因となっている。

「奥州市人口ビジョン(平成28年3月策定)」の推計によると、人口減少の流れを、新規企業立地等による雇用環境の充実と、定住化対策や子育て環境の整備等で出生率を高めることで最低限に抑えることにより、令和12年には102,642人になると見込んでいる。

また世帯数は、令和12年の人口の見通しから推計すると39,605世帯になると見込まれ、1世帯あたりの人員は、令和2年の2.67人から2.59人になることが予想される。

#### ④ 産業の見通し

##### ・ 農業

農業従事者の高齢化、担い手不足が進んでいることから、農地の集積、土地利用型農業の推進、コストの低減による効率的な生産体制の構築、土地改良事業の導入による効率的な農業生産基盤の充実などにより、農業所得の向上と経営の安定化を図るとともに、担い手の確保、育成を図っていく。

農業所得の向上のため、農畜産物に加工等の付加価値をつけて販売や流通まで展開する取組が求められている。市内各地に産直施設が開設され、生産者には農畜産物や加工品の販売場所として、消費者には新鮮な農畜産物の入手先として大きな役割を担っており、この生産者と消費者をつなぐ取組を推進する。

市を代表する全国的な農畜産物ブランドである「前沢牛」、「江刺りんご」等の既存ブランド力の強化を図るとともに、新たな農畜産物ブランドの確立、農業の6次産業化、農商工連携の促進による農畜産物を核とした新商品開発、販路拡大などを積極的に支援する。

また、関係機関等と連携し、多様な情報発信を積極的に行い、地元食材及び地元産材の利用拡大など地産池消の取組を促進し、広域的な流通対策を図る。

安全かつ環境と調和した循環型農業を推進するほか、地域住民が一体となった農村の景観保全と農業・農村の多面的機能及び環境保全機能の維持活動を支援するとともに、農村地域に活力をもたらすため、グリーン・ツーリズム等による農村と都市との交流を推進する。

堆肥の循環化、農地の炭素貯留量の増加につながる土壌管理等の営農活動を普及するとともに、生産現場での農業適正管理（トレーサビリティ）、農業生産工程（GAP）の取組を推進し、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用を削減することなどにより、環境負荷の軽減に配慮した持続的農業を推進する。

##### ・ 林業

本市の豊富な森林環境において、森林は、水源のかん養、地球温暖化防止等多面的機能を有している。これら森林の有する機能を総合的かつ高度に発揮するため、緑豊かな森林の形成と林業経営の安定化を図る。さらには、森林の管理体制の強化と生産基盤の整備、地域の安全性を確保するための複層林化の推進と治山対策の促進、松くい虫の駆除と松林の樹種転換、ナラ枯れ被害対策としての広葉樹の活用・更新などを推進しながら100年先を見通した森林づくりを進める。

森林の整備にあたっては、多面的機能の充実と調整を図り、望ましい森林資源の姿に誘導するため、適切な森林施策を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の齢級構成の平準化、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施策や育成天然林施策等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

また、林業関係者との連携を図りつつ、受委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、高性能林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通・加工まで一連の条件整備を計画的に推進する。

さらに、市民や市民グループ等と連携した森林活動等による森林環境教育の促進、森林資源の総合的利用を積極的に推進する。

これら豊富な森林資源を有効に活用し発展させるため、森林活用に係る情報の収集と提供による新たな活用の掘り起こしに努め、森林と生活が調和する緑豊かな潤いのあるまちづくりを目指す。

なお、林道、作業道については、効率的な森林施業、森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設であるとともに、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備を進める。

#### ・ 工業

令和元年度の工業統計によると、本市製造業（従業員4人以上）の事業所数は269社で、従業員数は10,227人、製造品出荷額は33,883千万円となっている。事業所数は減少傾向にあるものの従業員数については、平成28年度以降10,000人を超えて推移しており、景気後退以降から落ち込んだ製造品出荷額については、大幅に回復している。

本市の地域経済の活性化のためには、地域産業が持続的に発展し続けることが重要である。企業の競争力強化や中小企業の経営安定化に対する支援、少子高齢化の進展等で課題となっている、高度なものづくり人材の育成・確保、熟練技能の継承や若年者の確保・育成、労働生産性の向上などの支援が望まれていることから、企業支援室を総合的な調整相談窓口として体制強化する必要がある。

市内企業の安定的・持続的な発展に向け、生産性の向上や販路開拓の支援など技術力、経営強化に向けた取組の推進と、岩手大学鑄造技術研究センターとの連携、大学への共同研究員の派遣により、産学官連携や異業種交流を促進し、多様な連携による高付加価値な新商品や新技術の開発、新たな事業展開に向けた支援を行っていく必要がある。

また、関係機関と連携を図り、起業家の育成や創業に向けた支援により起業・創業の活発化を図る必要がある。

現在の市内工業団地への立地企業数は、9工業団地で99社に及び、分譲率は約95.9%になっている。自動車、半導体関連産業を中心に積極的な投資が図られ、本市を含む県南地域の産業用地不足が深刻化していることから、新たな工業団地の整備を進めるとともに、既存の広表工業団地の分譲促進や、未活用産業用地や空き工場等の流動化が必要である。企業誘致の促進に向け、岩手県をはじめとする関係機関との連携により、企業誘致活動の強化と各種情報発信、企業折衝の推

進を図るとともに、企業ニーズに合わせた優遇制度の再構築を行う必要がある。

また、近年は、自然災害や感染症蔓延下においても企業活動が滞ることが無いよう事業継続計画（BCP）を重視する企業が増加しており、本社移転を含めた誘致活動の強化も必要である。

- ・ 商業・観光物産

本市の商業集積地区は、旧来の商店街を中心とした市街地型商業集積地区と郊外の大型店によるロードサイド型商業集積地区から形成されている。新型コロナウイルス感染症の影響や、消費者のニーズの多様化、行動の広域化など消費者行動の変化により、商店街から郊外型大型店、インターネット等の通信販売等に購買客の流出が進み、商店街では空き店舗や空き地が増加し、集客力の低下による空洞化が進んでいる。また、市街地型商業集積地区のほかにロードサイド型商業集積地区が生まれたことに伴い、市内には複数の商業集積地区が形成されたことから、地域の特性を活かした魅力的で個性あふれる商店街への転換が望まれている。

そのためにも、消費者のニーズに対応し、かつ、まちづくりと一体になった高感度な商業を検討、展開していくための組織的な基盤や人材の育成が必要である。

平成28年の経済センサスによると、本市の事業所数（商店数）は、卸売業は増加、小売業が減少している。一方、従業員数、年間商品販売額、売り場面積は増加している。

市内には、2つの商工団体があり、経営指導や金融指導等を実施しているが、これらの事業をより発展させていくためにも、商工団体間の連携体制の強化を促進するとともに、これら商工団体と連携し、商業者等が商業活動を円滑に行えるよう、経営の高度化、合理化を図るための幅広い支援が必要である。

こうした現状を踏まえ、商店街や個店の魅力を高めるために、商業環境の整備、顧客サービスの向上や商店街活性化のための取組を支援するとともに、市街地型商業集積地区においては、多様な主体との連携を図りながら、その活性化を推進し、賑わいあふれる商店街を目指すものとする。

また、商工団体などと連携し、若手経営者や後継者などの次代を担う人材の育成や新規開業者や起業家などの育成を支援することに加え、商業者等への経営指導の充実と経営基盤の安定を図る各種制度の充実を図り、商業者等がより円滑な商業活動を行える環境を整えるものとする。

観光物産について、本市は豊かな自然と、恵まれた立地条件、質の高い観光資源を有しているが、宿泊地としての魅力不足や、観光地間のネットワーク化がなされていないこともあり、滞在型の観光メニューや二次交通対策を含めたストーリー性を持った観光地のルート化が必要であるほか、農家民泊や農業体験、自然体験、歴史体験など、新たな体験型メニューの掘り起こしをしていく必要がある。

また、日本全体の外国人観光客数は増大しており、本市においても台湾を中心とする外国人観光客が増加しつつあることから、外国人観光客にとって魅力的な観光メニューの提供と、効果的なPR戦略、外国人観光客のニーズに即した環境整備など、市全体での受入体制を充実していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響から、これまで順調に増加し、地域の活性化に大きく貢献してきた観光客の来訪が大きく減少している。一方、コロナを契機とし、人々の生活スタイルや旅行スタイルも変化しつつあることから、ウィズコロナを考慮するとともに、アフターコロナを見据えた観光施策を検討し、観光客数回復に向けた取組を進めていく必要がある。

本市には、前沢牛、江刺りんご、南部鉄器、岩谷堂箆笥など、質の高い農畜工芸品を生産しているにも関わらず、奥州ブランドとしての知名度は低いままであり、相乗効果を高めるためにも、奥州ブランドとしての戦略的なPRを実施していく必要がある。

こうした現状を踏まえ、世界遺産「平泉」を中心とした広域的な連携、他の自治体と連携したマイクロツーリズムを進めながら、本市が有する観光資源等を最大限活かした体験型観光を観光政策の柱として充実強化し、市民、民間企業、観光物産関係機関・団体、行政が一丸となって取組を展開することによって、観光客の誘致促進を図るものとする。併せて、ILCまちづくりビジョンと連携した外国人観光客受入体制の整備に努め、外国人観光客の誘致促進にも努めるものとする。

また、前沢牛、江刺りんご、南部鉄器、岩谷堂箆笥など既に大きな評価を得ているブランドを奥州ブランドとしてPRしていくとともに、新たな高品質ブランドの開発や海外も含めた販路拡大を支援するものとする。

#### ⑤ 土地利用の向上

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、市民が安心して、快適でうるおいのある生活を営む基盤であるとともに、活力ある経済活動を営む基盤でもある。

したがって、土地利用については公共の福祉を優先し、地域の社会的、経済的、文化的及び自然的な諸特性に配慮して、歴史的文化遺産や優れた自然の保護・保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の形成と市全域の均衡ある発展を促すことを基本とする。

特にも、都市的土地利用と農林業的土地利用の計画的調整を進め、無秩序な農地のかい廃を抑制し、農林業の生産活動とゆとりある生産環境等にも配慮しつつ、農用地の利用集積による土地の有効利用を促進するとともに、優良農地の確保に努める。

⑥ 土地空間の移動構想

(単位: ha、%)

	農用地		農業用施設		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 令和2 年	23,348	37.8	162	0.3	26,431 (0)	42.8 (0)	969	1.6	153	0.2	10,674	17.3	61,737	100
目標 令和12 年	23,310	37.8	165	0.3	26,440 (0)	42.8 (0)	973	1.6	158	0.3	10,680	17.3	61,726	100
増減	△ 38		3		9		4		5		6		△ 11	

(注) 1 カッコ内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

① 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地 23,321ha のうち、(ア)～(ウ)に該当する農用地で、施設の整備に係る農用地以外の農用地約 19,935ha について、農用地区域を設定する方針である。

(ア) 10ha 以上の集団的な農用地

(イ) 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

(ウ) a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、次の a～d の土地については農用地区域に含めない。

a 集落地区内に介在する農用地

b 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが適当でないと認められる次に掲げる農用地

- ・周囲が山林原野に囲まれた農用地

c 農業振興計画に位置付ける事業用地

d その他

- ・公共施設として開発が見込まれる農用地

② 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

約 80ha

③ 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

約 35ha

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業振興地域内の農用地は、北上川を挟み、西側は胆沢川によって開かれた

胆沢扇状地、東側は北上山地につながる田園地帯が広がっており、地域全体が豊富な自然に恵まれている。

その立地条件を活かして、水稲に加え畜産、果樹、野菜、花き等の複合型農業経営による高生産農業を展開してきた。特に「前沢牛」、「江刺りんご」等は全国的なブランドを確立し、その名声を高めている。また、ピーマン、きゅうり、トマト、りんどう、ハトムギも県内有数の産地であり高い市場評価を得て、広がりが期待されている。

水稲は本市農業の中核を占め、水田の水利や土壌条件、団地性ともに優れていることから、水田の有効活用で良質米の安定生産をさらに進める。また、水田は水稲に転作作物栽培を加えた土地利用であるが、土地基盤整備による水田の汎用化に伴い、大豆・麦等を中心とした転作作物の団地化を図る。

一方、山間丘陵地帯の農用地は、水稲と畜産、水稲と野菜・花きの複合経営に利用されているが、全体的に土地の生産性が低い。こうした地域では、水稲以外の収益性の高い作物の導入や、放牧などの畜産農家との連携による農用地の高度利用を図る。

## イ 用途区分の構想

### 《水沢地域》

#### ① 水沢地区

本地区は地域の西側に位置し、東北縦貫自動車道、国道4号、JR東北本線が南北に縦断、国道397号が東西に横断し、都市的土地利用が進んでいる。

基盤整備事業が実施されている北下幅北、北下幅中、北下幅南地区、また実施に向け調査が進んでいる石田南・南下幅南部地区では、計画に合わせ着実に担い手へ農地集積を進め優良農地を確保していく。その他の地区では、営農組合の設立や多様な農業者の協働による農地の維持、都市化へ対応した営農計画による適正な農地管理を図る。

#### ② 佐倉河地区

本地区は地域の北部に位置し、地区内農地面積の90%以上が水田である。

基盤整備事業実施地区では、計画に基づき担い手への農地利用集積やブロックローテーションによる土地利用型作物、花き・野菜等高収益作物への取組を積極的に進める。他の地区においては、基盤整備事業導入の検討や作業受託を請け負う営農組合の立ち上げ、集落内の農業者による協働により、優良農地の確保を図る。

#### ③ 真城地区

本地区は地域の南側に位置し、国道4号の東側では、基盤整備事業が完了済の1

地区の他に 2 地区で実施中である。また、西側では 1 地区で実施されており、今後は集団的土地利用や担い手への農地集積が進み、大豆や小麦のブロックローテーションが実施されていくことが見込まれることから、将来にわたり優良農地として確保していく。

#### ④ 姉体地区

本地区は、真城地区の基盤整備事業受益地の東側に隣接した基盤整備事業実施済地域と、北上川沿いの畑の多い地域とに区分することができる。

基盤整備事業実施済地域は、法人化した組織が複数存在することから、基盤整備事業区域全体のブロックローテーションや効果的な土地利用の推進を図る。畑作地域は担い手が不足し荒廃農地の発生が多く見られることから、学校給食への食材供給など地産地消の取組を進めながら野菜作付けを拡大し、農地の積極的活用を図る。

#### ⑤ 羽田地区

本地区は北上川の東側に位置し、東北新幹線が縦断、地場産業の鋳物工場が建ち並ぶ平坦部と、丘陵部とに分かれている。

平坦部では、県営土地改良総合整備事業を実施し、パイプラインによる給水方法を取り入れており、基盤整備事業と相まった高能率な農業生産の確立を目指す。

丘陵部では、未整備のほ場が多く集積が進まない等問題もあるが、ピーマンやりんどう等の収益性の高い作物生産に取り組み有効な土地利用を図るとともに、営農意欲のある農業者を掘り起こし新たな担い手として集積に取り組む。

#### ⑥ 黒石地区

本地区は北上川の東側で羽田地区の南側に位置している。北上川沿いの二渡地区及び内堀地区、丘陵地の小黒石地区において基盤整備事業を実施しているほかは、小規模で日照不足や水不足等ほ場条件の悪い農地が多く、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定などにより農地の保全を図っていく必要がある。

担い手となる人材も不足しているため、営農意欲のあるシニア世代を含む新規就農者を掘り起こし、新たな担い手として集積を進めるとともに、小規模農家でも取り組める消費者ニーズのある農産物の生産を進める。

《江刺地域》

#### ① 岩谷堂地区

本地区は地域の西側に位置している。沖、餅田地区の農用地約 200ha 及び歌読・増沢地区の農用地約 160ha については、ほ場条件が整備されている。今後も良好な

営農条件を備えていることから農地としての利用を進める。

主要地方道水沢米里線と県道岩明岩谷堂線との傾斜に存在する農用地は、その2/3が農地、1/3が採草放牧地と利用されているが団地性に恵まれず、営農類型が入り交じっているため、農用地の集団化等を推進し、有効な土地利用を図る。

## ② 愛宕地区

本地区は、北上川の沖積地帯で、極めて平坦で肥沃な地帯である。このうち約300haは、ほ場整備により営農条件が整備されており、残る農地についても整備を進めていく。水田、畑、樹園地の混在も見られる状況となっているが、地区一体で野菜、果樹など高収益作物への取組を積極的に進め、その利用を図る。

## ③ 田原地区

本地区の伊手川及び人首川水系に属する原体、前田地区の平坦部約320haの農地は、ほ場整備、用排水条件は整備され、団地性にも恵まれている。今後も良好な営農条件を備えていることから農地としての利用を進める。

小田代川水系に属する約180haの農地は、3/5が水田、1/5が樹園地、1/5が畑地として利用され、田、樹園地は、ほ場整備、水利等の条件整備が一応整った団地性を保っている。一部排水不良が見られるため、乾田化を促進する一方、畑地についても地続きの低利用地の改良整備に努め、集団的な畑、樹園地としての利用を進める。

大田代川水系に属する農地約250haは、標高200～300mに位置し、田畑輪換が可能な条件整備を推進し、米作偏重の土地利用形態を改め農地利用を進める。

## ④ 藤里地区

本地区の伊手川、田瀬ダム水系に属する農地約450haについては、一応の整備がなされ、団地性20ha以上の農地として構成されているが、湿田も随所に見られることから、今後、田畑輪換に対応した条件整備を進め、農地としての利用を図る。

## ⑤ 伊手地区

本地区の伊手川水系に属する約250haとその支流に属する約70haの農地は、団地性20ha以上で構成されており、水田として利用されている。今後は残る下伊手地区未整備水田約40haの整備と汎用水田としての条件整備を進め、その利用を図る。その他の未整備地区水田については、畑地転換が可能な条件整備を進める。

畑、樹園地、採草放牧地は団地性に乏しく、混在していることから開発整備を進め、集団的で画一性のある土地利用を推進する。

阿原山には、北上山地広域農業開発事業により拡張された牧野、そして十日市にはわい化リンゴ園があることから、農地として積極的利用を進めるものとする。

⑥ 米里地区

本地区区の人首川水系に属する八幡、野里、兄和田地区の農地約 220ha については、ほぼ整備がなされ、団地性 20ha 以上で構成され、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから、農地としての利用を進める。

主要地方道江刺東和線沿いの約 240ha の農地は、主に採草放牧地、畑であるが、水田については田畑輪換の可能な条件整備を図り、生産性の高い農地利用を進める。

二股、木細工、大野の各集落周辺の農用地約 60ha は、その 2/3 が田、1/3 が畑または採草放牧地として利用されているが、地形上機械化の条件に恵まれないことから、田から畑への転換を進め、高冷地野菜生産等、生産性の高い土地利用を進める。

⑦ 玉里地区

本地区区の人首川、田瀬ダム水系に属する約 800ha の農地はほぼ整備され、今後の田畑輪換に対応した条件を備えた団地性 20ha 以上で構成され、機械化一環作業体系が確立しているため、今後とも優良農地としての確保を図る。

⑧ 梁川地区

本地区区の広瀬川、田瀬ダム水系に属する約 560ha は、既には場、水利とも整備され、そのほとんどが団地性 20ha 以上で構成されており、今後の田畑輪換に対応した条件整備に配慮しながら農地としての利用を進める。

⑨ 広瀬地区

本地区区の広瀬川、田瀬ダム水系に属する農地約 600ha は、そのほとんどがほ場、水利とも整備され、団地性 20ha 以上で構成され、機械化作業体系が確立しているため、今後の田畑輪換に対応した条件整備に配慮し、優良農地としての確保を図る。

⑩ 稲瀬地区

本地区区の北上川沖積地帯約 450ha の農地は、既には場、用排水条件の整備が完了し、平坦地として一連の団地性を構成しており、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから、農地としての利用を進める。

田瀬ダム水系に属する、柏原、正源寺台の農地約 320ha と広瀬川水系に属する農地約 30ha は、ほ場及び用排水条件の整備がなされ、一団の土地を形成しているため、農地としての利用を進める。

## 《前沢地域》

### ① 前沢地区

本地区の東部は、国道4号東側一帯の稲置・大桜地区を中心とした平坦な約120ha農用地で、基盤整備事業がほぼ完了し、水田として利用されている。大桜では大型機械による稲作が行われているほか、大規模な転作大豆の栽培が行われている。

水稲の耕作条件が整備されていることから、今後も水稲を主体として、これに麦・大豆を組み合わせた土地利用を進める。また、一団地30ha規模で安定した生産を続けているリンゴ園は、今後も果樹園としての土地利用を推進する。

西部高台にある、上野原地区の162haの農用地は、基盤整備事業が完了し、国・県営水利事業等で農業水利の整備も図られており、今後も優良農地の確保を図る。

南部の白鳥地区一帯の農用地は、早くから基盤整備事業が完了するなど、機械化の条件に恵まれ生産性の高い良好な営農条件を備えていることから、今後とも農地としての土地利用を進める。中山間地域や東側高台の農用地については、今後も水田及び畑として利用の継続を図りながら複合経営により生産性の向上を図る。

### ② 古城地区

本地区の東部は、平坦部一帯の約300haの農用地で、国・県営水利事業等により農業水利の整備が進められ、そのほとんどで基盤整備事業が完了している。効率的で生産性の高い営農条件を備えており、優良農地としての土地利用を進める。

本地区の西部は、高台一帯の農用地で、この中央部から北部にかけての140haについては県営の経営体育成基盤整備事業により整備された。また、南側のおおむね90haについては早くから基盤整備事業が実施されるなど、機械化の条件に恵まれ、生産性の高い営農条件を満たしていることから、農地としての土地利用を進める。

### ③ 白山地区

本地区は平坦な農用地で、国・県営水利事業等で農業水利の整備が進み、地域全体272haを一つとして県営の経営体育成基盤整備事業が完了している。

生産性の高い水田としての要件を備えていることから、今後も優良農地としての活用を図る。また、畑については、小規模に分散してはいるものの、複合経営としての利用を進めながら団地化を推進する。

### ④ 生母地区

本地区の西部は、北上川流域東側一帯の平坦な農用地で、北上川からの取水となっている。北側の162haについては、基盤整備事業が完了し効率的な営農が行われ、機械化の条件に恵まれた農用地であることから、水田としての土地利用を進める。

東部は、県道一関北上線東側の中山間地域に連なる農用地で、大部分が県営束稲かんがい排水事業で北上川から取水し、必要な農業用水が確保されている。安定した稲作への環境の整備が進んでおり、中山間の農用地としての土地利用を図る。

また、この地域は基盤整備事業が進んでいないことなどから、転作田としての畑への汎用化は難しい面もあるが、作目を選定し団地化を進め生産の拡大を推進する。

## 《胆沢地域》

### ① 小山地区

本地区は寿安堰の流域に位置し、比較的平坦なこの地域は、地域全体が水田として利用されている。そのほとんどが団地性 10ha 以上で構成されており、水利条件も整っているため、農用地として利用度の高い地域である。また、本地区全体を俯瞰するように、基盤整備事業が計画されており、より一層の土地生産性及び労働生産性の向上を図るとともに優良農地として確保していく。また、一部丘陵地帯については、畑、草地等が多く、畜産の盛んな地域でもあることから、水稻と畜産の複合経営を核とした推進に努める。

### ② 南都田地区

本地区は、水利の便もよく、地形も平坦地帯であり、1,300ha もの農用地は主に水田として利用されている。機械化の要件を備え、効率的で生産性の高い営農条件を満たしていることから、優良農地としての土地利用を確保する。

また、荻ノ窪地区及び南下幅北部地区において、基盤整備事業が進んでおり、より一層、担い手や営農組織への農地集積を進め、優良農地としての活用を図る。

### ③ 若柳地区

本地区は、地形も平坦地帯であり、740ha の農用地のほとんどが団地性 10ha 以上で構成されている。現在、愛宕地区及び若柳中部地区において、基盤整備事業が行われており、今後とも、田畑輪換可能なほ場の条件整備を行い、農用地としての活用を図る。また、一部丘陵地帯については、畑、草地等が多く、畜産の盛んな地域でもあることから、水稻と畜産の複合経営を核とした推進に努める。

## 《衣川地域》

### ① 北股地区

本地区は、地域の北西側に位置する地区である。北股川が東西に横断するとともに、地区全体が山林に囲まれている。

丘陵地帯であり、畑、草地が多く、畜産・花きの盛んな地域であることから、水稲と畜産・花きの複合経営を推進する。

また、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定により農用地の保全を図る。

## ② 南股地区

本地区は、地域の南西側に位置する地区である。南股川が東西に横断し、平坦地は比較的整備された農用地があるものの、地区全体が山間地域となっていることから、未整備の農地が多い状況にある。

丘陵地帯であり、畑、草地が多く、畜産・花きの盛んな地域であることから、水稲と畜産・花きの複合経営を推進する。

また、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定により農用地の保全を図る。

## ③ 衣川地区

本地区は、衣川(通称：北股川)と南股川の合流する地域の中心部となっており、比較的平坦地である。花き、ハトムギ、ピーマンなど水稲からの転作も進んでいることから、今後も農地としての活用を図る。

さらに、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定により農用地の保全を図る。

## ④ 衣里地区

本地区は、国道4号に接する市の南部に位置し、衣川下流に広がる平坦地帯となっている。また、20～30 a 区画の基盤整備事業が完了していることから、今後も優良農地としての土地利用を確保する。

また、一部山間地域については、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定により農用地の保全を図る。

## 2 農用地利用計画

別図のとおりとする。

## 第3 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市は、南流する北上川により市域が二分されており、北上川西部は肥沃な胆沢扇状地の一角をなす平坦部であり、東側は北上山地に連なる丘陵地帯となっている。

北上川西部は、市街地を除き大規模に連担する水田地帯となっており、県内屈指の良食味米を生産する穀倉地帯である。

本市の水田は、10a程度の小区画に加え用排水路は兼用であるものが多かったが、西側の平坦地は、基盤整備事業を推進し半数が完了地区となり、実施中または今後実施予定の地区があり、1ha規模の大区画ほ場が大部分を占める予定である。

今後の水田農業には生産コストの低減が欠かせないことから、基盤整備事業による大区画ほ場の整備を中心に、農道及びパイプライン設備等の整備を進め、担い手への農地集積による生産性の向上を促進するとともに、可能な限り環境への負荷や影響を配慮しながら土地利用の高度化を図る。

#### (1) 水沢地域

##### ア 水沢、佐倉河、真城、姉体地区

佐倉河、真城、姉体地区の基盤整備事業完了地域は、転作のブロックローテーション等、担い手への農地集積に結びつく土地利用調整が順調に進んでいる。4地区全てにおいて今後も基盤整備事業が進む予定であり、認定農業者や集落営農組織といった担い手の育成、農地集積を進めていく。

##### イ 羽田地域

平坦部においては、基盤整備事業・パイプライン設備の敷設が終了しており、今後は農地の集団的利用など担い手への農地集積の促進が必要である。

山間部においては、中山間地域等直接支払制度による集落営農などを検討しながら農地の保全を図る。

##### ウ 黒石地域

平坦部における基盤整備事業が完了し生産基盤の確立が図られた。山間部については、基盤整備事業や農道、集落道の整備、活性化施設の整備が完了した。今後も地域農業の担い手の確保、及び農地の保全を図る。

#### (2) 江刺地域

##### ア 岩谷堂地区

平坦部については、基盤整備事業や用排水路の改修事業等がほぼ完了し、水田農業経営確立対策への対応を推進していく。

##### イ 愛宕地区

地区全体としては県営事業による基盤整備がほぼ完了しており、生産条件の整備

や水質の保全についての改善が図られている。今後も農道・用排水路及び土壌改良等の整備を推進していく。

ウ 田原地区

基盤整備事業が完了し、今後は、地域農業の担い手の確保、及び農地の保全を図る。

エ 藤里地区

一部の地区に排水不良田が見られるため、今後の水田農業経営確立対策等に対応する基盤整備事業を導入しており、用排水改良等を推進するほか、農道、集落道の整備拡充を検討する。

オ 伊手地区

伊手川水系については、下伊手地区が整備され、ほぼ基盤整備が完了している。今後は排水不良田の暗渠排水、用排水路の整備、道路網の整備を検討する。

カ 米里地区

特定農山村地域指定を受けている当地区では、農林業等活性化基盤整備計画に基づいた農道整備及び草地造成等の基盤整備を行う。

キ 玉里地区

国営猿ヶ石開墾建設事業及び国有林活用等により多くの農用地が造成整備されたが、一部に排水不良農地や農道整備等を要するところがあるので、現在基盤整備事業を進めており、一部が完了している。

ク 梁川地区

本地区は、農林地一体開発整備パイロット事業により、農地造成や区画整備、農道整備等の生産基盤整備が進められた。現在基盤整備事業を進めているところであるが、なお不十分な地域もあるため、今後も農道整備、用排水路改良、草地造成等の整備を検討する。

ケ 広瀬地区

現在基盤整備事業を進めているところであるが、今後も排水不良田が比較的多いため、整備を検討する。

コ 稲瀬地区

県営基盤整備事業等の完了により、地区全体としてほぼ生産基盤の整備がなされているが、なお一部に排水不良農地や農道整備等を要する箇所もあり、今後整備を検討する。

(3) 前沢地域

ア 前沢地区

平坦地帯、西部高台、南部の中山間地帯の三つの区域からなり、平坦地帯では、ほぼ基盤整備が完了し、大区画ほ場となっている。

西部高台は、基盤整備事業の導入が進められており、今後も、農道整備、用排水

改良を検討する。

南部中山間地は基盤整備事業等の事業導入が難しいことから、畑作の普及拡大を視野に入れた農道・集落道の整備を検討する。

#### イ 古城地区

平坦地帯と西部高台地帯からなり、基盤整備が完了している。また、高台にある小規模な樹園地・畑については、作業の効率化に向け農道の整備を検討する。

#### ウ 白山地区

北上川の西側に位置する全体が平坦な地区である。この地区全体の基盤整備が完了しており、生産性の高い集落営農の確立を目指していく。

#### エ 生母地区

北上川の東側に位置し、平坦部とこれに続く中山間地帯からなっている。平坦部の上流地域は、基盤整備事業が完了し 30 a の区画に整備されている。

下流地域は、基盤整備事業の導入が進められており、1ha 規模の大区画ほ場を検討している。さらに、北上川沿いの無堤防地帯であることから水害を受けることが多く、基盤整備にあたっては国・県との協議を重ねながら進める。

東部丘陵地帯は中山間地域であり、大規模な基盤整備は難しいが、県営かんがい排水事業等で北上川からの取水による用水の安定確保が可能となっている。周辺の農道整備も進んでおり、中小規模な基盤整備事業の導入で生産性の向上を図る。

### (4) 胆沢地域

#### ア 小山地区

この地区は平坦地帯であり、水利の便もよく、農用地としての利用度が高い。土地改良事業、かんがい排水事業、基盤整備事業の導入により、中大型機械化作業体系確立のためのほ場条件の整備を進め、良質米の低コスト安定生産を図る。

なお、点在する平地林については、自然生態系の保全や景観に十分配慮しながら、散居景観を保持し基盤づくりを進める。また、一部の丘陵地帯についても、県営基盤整備事業が完了していることから、今後も農用地として利用することにより、機械化一環作業体系の確立に努め、生産性の向上を図る。

#### イ 南都田地区

この地区は平坦地帯であり、水利の便もよく、良質米の産地である。かんがい排水事業、基盤整備事業の導入により、水稻経営の規模拡大を図る。

なお、点在する平地林については、自然生態系の保全や景観に十分配慮しながら、散居景観を保持し基盤づくりを進める。

#### ウ 若柳地区

この地区は比較的平坦地域であり、水田単作地帯である。水利の便もよく良質米の産地でもある。かんがい排水事業、基盤整備事業の導入により、機械化一環作業体系の確立を図る。

なお、点在する平地林については、自然生態系の保全や景観に十分配慮しながら、散居景観を保持し基盤づくりを進める。また、一部の丘陵地帯についても、県営基盤整備事業が完了していることから、今後も農用地として利用することにより、機械化一環作業体系の確立に努め、生産性の向上を図る。

## (5) 衣川地域

### ア 北股地区

この地区は、衣川（北股川）の流域に沿って農地が細長く点在しているため、山間部丘陵地帯を含めて基盤整備が遅れている。また、河川や地形の制約を受けて耕地が分断されていることから、効率的な農作業を行うことが困難ではあるが、生産性の向上に向けた区画整理や農道網、用排水路の整備を検討する。

### イ 南股地区

この地区は、南股川の流域に沿って農地が開かれている。整備が比較的進んでいるが、南股川の支流に沿った山間部や丘陵地帯に未整備の農地が点在する。今後も生産性の向上に向け、区画整理や暗渠排水の実施、用排水路及び農道網の整備等を検討する。

### ウ 衣川地区

この地区は、北股川、南股川の合流点を中心に比較的平坦地が多いため、一部の山間地を除いて基盤整備が進んでいる。地区内を広域農道が貫通し、近隣市町村へのアクセスも改善されている。今後も未整備地区の区画整理、用排水路の整備、農道網の整備を計画的に促進するほか、ほ場の大区画化による農地の集積も検討を進め、良質米の低コスト安定生産を図る。

### エ 衣里地区

この地区は、計画的に区画整理が実施されて、大部分の農地で効率的な機械作業が可能な地区である。今後は用排水路や農道網の整備、1 ha 規模の大区画化による農地の集積も検討を進め、良質米の低コスト安定生産を図る。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
ほ場整備	区画整理 A=225.3ha	萩ノ窪地区	215.0	1	経営体育成基盤整備事業
〃	区画整理 A=316.2ha	若柳中部地区	316.0	2	〃
〃	区画整理 A=33.3ha	梁川西部地区	33.3	3	〃
〃	区画整理 A=49.9ha	角川原地区	45.0	4	〃
〃	区画整理 A=117.5ha	南方地区	118.0	5	〃
〃	区画整理 A=70.4ha	真城北地区	70.0	6	〃
〃	区画整理 A=59.3ha	真城南地区	59.0	7	〃
〃	区画整理 A=168.0ha	小山西区	168.0	8	〃
〃	区画整理 A=147.7ha	小山中央南地区	148.0	9	〃
〃	区画整理 A=66.7ha	増沢西部地区	67.0	10	〃
〃	区画整理 A=131.3ha	小山東地区	153.0	11	〃
〃	区画整理 A=226.1ha	小山中央北地区	264.0	12	〃
〃	区画整理 A=55.1ha	姉体秋成地区	63.0	13	〃
〃	区画整理 A=174.6ha	下横瀬地区	120.0	14	〃
〃	区画整理 A=51.9ha	玉里中堰地区	52.0	15	〃
〃	区画整理 A=105.0ha	鴨沢地区	105.0	16	〃
〃	区画整理 A=68.1ha	四ツ屋地区	68.0	17	〃
〃	区画整理 A=156.5ha	真城西地区	157.0	18	〃
〃	区画整理 A=48.8ha	北下幅北地区	49.0	19	〃
〃	区画整理 A=149.7ha	北下幅中地区	150.0	20	〃
〃	区画整理 A=113.0ha	北下幅南地区	113.0	21	〃
〃	区画整理 A=28.0ha	東田西部地区	33.0	22	〃
〃	区画整理 A=29.4ha	上西風地区	29.4	23	〃
〃	区画整理 A=176.3ha	石田南・南下幅南部地区	203.0	24	〃
〃	区画整理 A=69.3ha	上野原第一地区	78.0	25	〃
〃	区画整理 A=58.5ha	上野原第二地区	67.0	26	〃
〃	区画整理 A=44.8	上野原第三地区	51.0	27	〃
〃	区画整理 A=86.7	八幡谷地地区	86.7	28	〃
〃	区画整理 A=285.8	永栄地区	285.8	29	〃
〃	区画整理 A=62.7	古城西南部地区	100.0	30	〃

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
ほ場整備	区画整理 A=22.6	五位塚地区	22.6	31	経営体育成基盤整備事業
〃	区画整理 A=18.0	福養地区	18.0	32	〃
〃	区画整理 A=36.0	南陣場地区	36.0	33	〃
〃	区画整理 A=98.0	赤生津地区	98.0	34	〃

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林資源構成を見ると、人工林率が高く、利用可能な林齢に達している。一方、市民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給はもちろんのこと、森林の有する水源かん養、山地災害防止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全の期待が高まるなど多様化している。そのため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林整備を推進していくことが重要となっている。併せて、適切な森林管理の基盤となる林道などの整備についても、市道や農道の整備と連携し一体的に進める。

### 4 他事業との関連

本市の基幹産業は農業であり、農業の発展がまちづくりに大きな影響を与えることとなる。そのため農業生産基盤の整備開発に当たっては、水資源の確保、治水、利水等を目的として整備された胆沢ダムとの関連を考慮し、農業上の利用の一層の高度化に資するよう整備を図る。また、効率的安定的な農業を将来にわたり持続させていくことにより、地域経済の発展を促し地域活性化を図る。

## 第4 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

農業者の高齢化、担い手不足の進行が顕著化しており、荒廃農地の発生が大きな問題となっている。特に中山間地域を中心とした作業条件の不利な地域について、荒廃農地の増加が懸念されている。このため、生産活動の基盤であり、また、水源かん養等の多面的機能を有する農用地等の保全を図るため、農地中間管理事業を活用しての担い手への集積、地域農業マスタープランの地域の話し合いや農業委員会との連携により、荒廃農地の発生防止や解消に取り組んでいく。また、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度を利用し、集落による合意形成のもとに優良農地の遊休化を防ぎ、かんがい排水事業の実施により農業生産効率の向上を図り、生産性の高い農業基盤の充実に努めていくものとする。

さらに、北上川が本市のほぼ中心を南流し、これに幾多の中小河川が農用地を縦横断する地形であり、これら河川の増水氾濫による表土流失や農地崩落、収量の減少などの被害を受けていることから、農用地での冠水を防止するための排水機施設の整備を進めるとともに老朽化した農業用施設の改修を計画的に行い農用地の維持・保全に努める。

### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対凶番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農用地等保全施設整備	水路L=2,488m	江刺幹線用水路地区	1178.0	1	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業
〃	管水路=7,598m	二子町南部地区	31.0	—	〃
〃	制水弁等更新1式	束稲1号・2号幹線地区	317.0	2	〃
〃	排水機場1基	江刺中島地区	220.0	3	〃
〃	揚水機場1基	束稲揚水機場地区	710.0	—	
〃	揚水機更新1式	峠森地区	30.0	4	農業水路等長寿命化・防災減災事業
〃	揚水機更新1式	福養地区	32.0	5	〃
〃	水管理システム1式	寿安・茂井羅幹線地区	8662.0	—	〃
〃	水管理システム1式	穴山・西南部幹線地区	8662.0	—	〃
〃	サイホン工1式	南大堰地区	60.0	—	〃
〃	水路L=6,709m	猿ヶ石北部幹線地区	112.0	6	県営農村地域防災減災事業
〃	水路L=4,990m	樋茂井地区	126.0	7	〃
〃	水路L=1,769m	北大堰地区	295.1	8	〃

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農用地等保全施設整備	水路L=2,350m	大原堰地区	75.2	9	県営農村地域防災減災事業
〃	ため池1式	小倉沢地区	16.0	10	〃
	ため池1式	庚申地区	24.0	11	〃
〃	ため池1式	白銀沢堤地区	10.0	12	〃
〃	管理設備1式	衣川防災ダム地区	785.0	—	〃
〃	水路L=85,438m 集落道2路線	愛宕地区	433.0	13	中山間地域総合整備事業
〃	取水施設1式	江刺幹線用水路地区	1178.2	—	水利施設等保全高度化事業
〃	取水施設1式	岩堰川地区	383.8	—	広域農業用水適正管理対策事業

### 3 農用地等の保全のための活動

山間地域など耕作条件の悪い地域については、中山間地域等直接支払制度に係る集落協定に沿った農用地の適正な維持管理活動が行われるよう、集落全体による農業生産活動を展開し、農地保全を図っていく。

荒廃農地については、地域農業マスタープランの実践に向けた話し合いや農業委員会との連携による、耕作者の掘り起こしやあっせん活動に取り組むとともに、営農組織等の担い手組織を育成し、農用地の農作業受委託を促進することにより、担い手農家に対して農用地の集積が図られるよう指導、支援を行い荒廃農地の解消、発生の抑制に努めていく。

さらに、多面的機能支払交付金事業、アドプト制度（里親制度）等を活用し、農地、農業用水路等の保全向上に努める。

老朽化したため池、用排水路については、長寿命化・防災減災事業等により計画的な改修を実施する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

豪雨時には、山林から農地に土砂等が流入し、災害が発生する恐れがある。森林が本来健全な状態であれば、自然のダム機能を有していることから、適切な森林整備によって健全な状態を維持し、土砂流出等の災害を未然に防止し農地の保全を図る。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効果的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効果的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、水稻を主体としながら畜産、果樹、野菜、花き等を組み合わせた複合経営を展開している。

経営体は個々の農家による個別経営が主流を占めているが、農業労働力が脆弱化する中で、農地の荒廃を防ぎ農業の持つ多面的な機能を守るためには集落営農の確立が急務であり、農業者の意識醸成を図りながら集落営農の組織化・法人化を推進し、担い手の確保や農地集積・集約化による規模拡大が必要である。

また、本市は土地利用中心の営農類型が多いものの、経営規模の大きな経営体がそれほど多くないことから、水稻に肉用牛や高収益作物の導入等集約型農業の組み合わせで農業経営の安定化を図る。

「市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」においては、営農類型ごとの目標とする営農規模を示しており、個別経営体が目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得が570万円程度を確保出来る経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は420万円程度）としている。また、労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者は1,000～1,500時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系としている。

組織経営体は、主たる従事者3人が中心となり、40～50haの営農規模で、集落営農の発展を目指す類型とし、主たる従事者1人あたりの所得目標と労働時間は個別経営体の場合と同様としている。

新たに農業経営を営もうとする新規経営体は、就農後5年後の農業経営の年間所得が「就農後間もない他産業従事者」並みの250万円程度を確保出来る経営とし、営農類型と経営規模については所得目標に応じたものとしている。

個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体に育成することとし、主たる従事者3人が中心となり、40～50haの営農規模で、集落営農の発展を目指す類型としている。主たる従事者1人あたりの所得目標と労働時間は個別経営体の場合と同様としている。

これらの農業経営体や地域農業マスタープランに掲げる担い手が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図る。

	No.	営農類型	営農規模	流動化目標 (%)
個別 経営 体	1	水稲(作業受託含) +小麦又は大豆	水稲=3.0ha 作業受託=15.0ha (水稲基幹3作業) 小麦又は大豆=10.0ha	75.0
	2	水稲 +小麦又は大豆	水稲=15.0ha 小麦又は大豆=8.0ha	
	3	水稲 +飼料用米	水稲=15.0ha 飼料用米=9.0ha(直播栽培)	
	4	水稲 +WCS用稲	水稲=15.0ha WCS用稲=9.0ha(直播栽培)	
	5	アスパラガス +水稲	グリーンアスパラガス=1.8ha 水稲=5.0ha	
	6	きゅうり +水稲	きゅうり=0.4ha 水稲=5.0ha	
	7	トマト +水稲 +冬期葉物野菜	トマト=0.3ha 水稲=5.5ha なばな又はプチヴェール =0.05ha	
	8	ピーマン +水稲	ピーマン=0.4ha 水稲=5.0ha	
	9	りんどう	りんどう=1.3ha	
	10	小ぎく	小ぎく=2.1ha	
	11	アルストロメリア	アルストロメリア=0.35ha	
	12	りんご	りんご=2.5ha	
	13	ホップ +水稲	ホップ=2.0ha 水稲=8.0ha	
	14	肉用牛(肥育) +飼料用米	黒毛和種=100頭 飼料用米=13.0ha(直播栽培) 牧草=3.5ha	
	15	肉用牛(繁殖) +水稲又はWCS用稲	黒毛和種=25頭 牧草=3.6ha 水稲又はWCS用稲=3.1ha	
	16	肉用牛(一貫)	黒毛和種(繁殖)=24頭 黒毛和種(肥育)=64頭 牧草=5.5ha	
	17	酪農専作	経産牛=42頭 飼料作物(デントコーン) =3.0ha 牧草=13.0ha	
	18	菌茸 +水稲	菌床椎茸=10,000玉 水稲=6.5ha	
	19	水稲 +雑穀	水稲=8.0ha ハトムギ=4.0ha	
組織 経営 体	20	水稲+小麦又は大豆	水稲=26.0ha 小麦又は大豆=14.0ha	
	21	水稲+大豆又は小麦 (受託込)	水稲=15.0ha 水稲受託=30.0ha 大豆又は小麦=15.0ha	
	22	水稲+大豆 +土地利用畑作物	水稲=55.0ha 大豆=30.0ha 土地利用畑作物(大小麦、ハト ムギ、バレイシヨ等)=12.0ha	
	23	りんご	りんご=10.0ha	
	24	水稲 +ピーマン又はトマ ト、きゅうり	水稲=21.0ha ピーマン又はトマト、きゅうり =0.6ha	

		＋小麦又は大豆	小麦又は大豆＝7.0ha
新規 就農 者	25	野菜専作(きゅうり)	きゅうり＝0.2ha
	26	野菜専作(トマト)	トマト＝0.2ha
	27	野菜専作(ミニトマト)	ミニトマト＝0.12ha
	28	野菜専作(ピーマン)	ピーマン＝0.2ha
	29	野菜専作(ほうれんそう)	ほうれんそう＝0.4ha
	30	菌茸専作	生しいたけ＝28千玉
	31	花き専作(りんどう)	りんどう＝0.38ha
リー デー イン グ 経 営 体	32	水稲 ＋大豆又は小麦	水稲＝25.0ha 大豆又は小麦＝11.0ha
	33	野菜専作(ピーマン)	ピーマン＝1.0ha
	34	野菜専作(トマト)	トマト＝0.5ha
	35	酪農専作	経産牛＝90頭 飼料作物(デントコーン) ＝5.0ha 牧草＝30.0ha
	36	酪農専作(飼料生産外 部委託)	経産牛＝90頭
	37	肉用牛(一貫) ＋水稲	黒毛和種(繁殖)＝24頭 黒毛和種(肥育)＝64頭 牧草＝5.5ha 水稲＝12.0ha

資料：市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和4年1月策定）

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

担い手を含めた農業従事者の高齢化や後継者不足等が問題となる中、農用地を維持し、効率的かつ総合的に活用していくためには、新たな地域の担い手を確保・育成するとともに、兼業農家や営農意欲のあるシニア世代を含めた多様な農業者を取り込んでいく必要がある。

基盤整備事業が実施された地区では、農事組合法人や認定農業者への集積・集約を進め効率的な営農と経営の高度化の推進を図る。また、中山間地や圃場条件の劣る地区では、地域農業者の協働による農地の維持管理を行い高収益作物に取り組む等、地域事情に対応した農業を展開していく。

その他、農業委員や農地利用最適化推進委員と協力し、荒廃農地等の発生防止や解消、担い手への農地の賃借や農作業受委託などを推進するとともに多様な農業者の掘り起こしを行い、農用地の有効的な利用を図っていく。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 集落営農の育成対策

地域農業者の話し合いにより策定した「地域農業マスタープラン」の実践を推進し、地域の合意のもと集落営農の設立を図る。また、将来にわたり安定的な運営を目指すため、集落営農の法人化への取組を関係機関と連携のうえ推進する。

(2) 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業等の農用地の流動化対策

農業委員、農地利用最適化推進委員等の協力を得て、地域の話し合いによる合意形成を図りながら、関係機関が一体となり、事業の普及啓発や農地の貸し手、借り手の掘り起こし活動を積極的に行い、担い手への農地集積を促進する。また、県農業公社との連携を一層密にし、農地中間管理事業を積極的に推進する。

(3) 農作業の受委託、共同化、生産組織の育成対策

低コスト農業促進のため、農家の労働力、保有機械や設備、その他の事情に応じて、可能な限り農作業の受委託を促進し、集落での話し合いによる生産組織の育成を進めながら担い手への農地集積、施設や機械の共有化を図る。

また、担い手を確保できない地域や担い手が基幹作業のみを実施している地域については、小規模農家を含めた作業の共同化の体制作りを検討する。

(4) 地力の維持増進対策

耕種農家と畜産農家との連携により、資源の有効活用に努め、堆厩肥の使用や深耕による地力の維持増進を図りながら、土地利用型農業における地域複合型農業の確立に向け、土壌診断事業等による土づくり運動を推進する。

また、農地の利用集積を進め、集団的転作への取組を検討するなど、集落における話し合いのもとに土地利用の集団化を図る。特に、基盤整備事業実施地区については、大豆・麦の土地利用型作物によるブロックローテーションに取り組み、適切な栽培管理により品質の向上と収穫量の確保を図りながら生産性の高い農業生産を目指す。

## 第6 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

地域農業の担い手による安定的で効率的な農業生産の促進や生産コストの低減、そして担い手不足解消のためには、農業機械や農業施設の整備は不可欠である。各種補助制度や直接支払制度などを有効に活用しながら、計画的な農業機械・農業施設の整備を行っていくことが必要である。また、生産から販売に至る一貫経営体制の確立、付加価値の増大と作業合理化を進めるとともに、品質、規格を統一して安定した販路の確保を図る必要がある。

特に、基盤整備事業実施地区においては、既存の農業機械の利用再編を行いながら、効率的な農業生産の促進や農作物の品質・規格の均一化に取り組むため、担い手や生産組合による高性能農業機械の導入を促進する。

農畜産物の生産にあたっては、消費者ニーズを的確に把握する必要があり、そのニーズにあった農畜産物を安定的に供給するため、乾燥・貯蔵施設等を整備充実し、集出荷の合理化と品質・規格の統一化による安定的な産地形成を図る。

また、農業6次産業化の推進にあたり、「奥州市6次産業化推進計画」に沿いながら、引き続き異業種間連携や情報把握に努めるとともに、農業生産に伴う環境保全に対する適切な対応が求められることから、これに留意した施設整備を進める。

## 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模		受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
			地区	面積	戸数			
共同 栽培 施設 管理	水沢地域							
	簡易パイプハウス	1棟	水沢地域	—	—	農業協同組合等	—	
	前沢地域							
	簡易パイプハウス	6棟	前沢地域	—	—	農業協同組合等	—	
	奥州市							
	簡易パイプハウス	15棟	奥州市	—	—	農業協同組合等	—	
	奥州市							
	簡易パイプハウス	10棟	奥州市	—	—	農業協同組合等	—	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業
奥州市								
簡易パイプハウス	10棟	奥州市	—	—	農業協同組合等	—		
奥州市								
簡易パイプハウス	10棟	奥州市	—	—	農業協同組合等	—		
水沢地域								
防風施設	1式	水沢地域	—	—	農業協同組合等	—		
前沢地域								
暖房機	2セット	前沢地域	—	—	農業協同組合等	—		

施設の種類	位置及び規模		受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
			地区	面積	戸数			
集荷蔵設 出貯施設	水沢地域 大豆乾燥設備	40石 ×8基	水沢地域	—	—	農業協同組合	—	強い農業・ 担い手づくり
	胆沢地域 集約カントリー	4,000t	胆沢地域	—	—	農業協同組合	—	強い農業づくり、 麦・大豆保管施設 整備事業
共同養 管理施設 等	水沢地域 ホイールローダー	—	水沢地域	—	—	農業生産法人等	—	いわて地域 農業マスター プラン実践 支援事業
	江刺地域 ホイールローダー	—	江刺地域	—	—	農業生産法人等	—	
	江刺地域 コンバイン ディスクモア	—	江刺地域	—	—	農業生産法人等	—	
	胆沢地域 ロールベアラー ベールラッパー	—	胆沢地域	—	—	農業生産法人等	—	
	衣川地域 牛舎、堆肥舎	—	衣川地域	—	—	農業生産法人等	—	

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業生産施設の整備にあたっては、森林資源の有効活用と持続的な地域林業の推進に寄与するため、間伐材等の積極的な利用に努める。また、森林組合等と連携しながら林産物の販路等を開拓する。

## 第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化や担い手不足等により、急速に労働力が低下することが見込まれており、地域において中心的な役割を担う担い手の育成と併せて兼業農家をはじめとする多様な農業者の確保が急務となっている。

このため、地域農業の担い手育成の場として、各種就農支援施策等を活用し、経営基盤向上のための技術習得や栽培技術等の向上を図る。

また、関係機関と連携を深めながらそれぞれの農業者に対応した幅広い経営相談等を行い、地域農業を支える農業者の育成と確保を進める。

近年、ICT（情報通信技術）を活用したスマート農業の取組が進んでいることから、積極的に情報を発信し、担い手を中心とした経営体の営農の大規模化・効率化とともに、新たな担い手の確保を図る。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

地域の担い手として営農している農事組合法人や認定農業者に対しては、技術習得や経営指導の機会を提供することにより、将来に渡る安定した営農を支援する。また、経営継承・発展等支援事業等の活用により、農業後継者への円滑な経営移譲を進める。

新たな担い手育成に関しては、就農前の研修、就農直後の経営確立を支援する資金や胆江地方ニューファーマー育成プログラムを活用しながら新規就農者を確保していくとともに、規模拡大に伴う農地の取得や法人化の促進、新規就農にかかる資金面の助成等において、関係機関・団体の連携のもと強力に支援していく。

また、地域農業マスタープランの実践に伴う地域の話し合いを進め、兼業農家をはじめとする多様な農業者が地域農業を支える体制づくりを進めていく。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林所有規模が零細であるため、所有者に代わって森林を管理する森林経営委託を促進し、それを担う意欲と能力のある林業経営体の経営基盤の強化を図る。

## 第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市における令和2年の販売農家戸数は6,073戸で、そのうち兼業農家は4,145戸で全体の68%にあたる。近年の農家数の推移を見ると、全体的には減少傾向であるものの、大規模な専業農家は横ばいとなっており、兼業農家の減少が著しくなっている。

また、基盤整備事業の進展が見込まれ、担い手への農地集積がさらに進むことから、一層兼業農家が減少し農業離れが進むと予想される。

一方、今後の地域農業は、担い手とともに兼業農家を含めた多様な農業者が支えていく必要があるため、これまで同様、担い手の確保・育成や経営規模の拡大、農用地の流動化を推進するとともに、兼業農家の農外所得の確保を含め、他産業への安定的就業の場を確保し、安定した経済基盤の確立も必要となっている。その安定就労を確保するため、工業団地を中心とした企業の誘致とともに、地元企業の育成強化、経営の安定化を図り、雇用機会の拡大及び就業相談活動を促進しながら就業を支援する。

また、バイオマスや風力・水力・太陽熱などの自然エネルギーや、畜産バイオマス・稲わらなどの農林業の廃棄物の再資源化などの、農林業の多様化・複合化を進める中で、新たな就業機会を図る。

(単位：人)

区 分		就 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	製造業	10	1	11	6	0	6	16	1	17
	建設業	11	0	11	4	0	4	15	0	15
	サービス業	17	1	18	1	0	1	18	1	19
	その他	41	5	46	7	0	7	48	5	53
計		79	7	86	18	0	18	97	7	104
自営兼業		25	0	25	0	0	0	25	0	25
日雇・臨時雇		26	4	30	5	0	5	31	4	35
その他		9	0	9	0	0	0	9	0	9
総 計		139	11	150	23	0	23	162	11	173

(注) アンケート調査(平成28年実施の基礎調査)による

## 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

兼業農家が減少するなかで、身近な所に安定的就業の場が確保されれば農家の生活が安定し、ひいては地域の活性化にも大きな役割を果たすものと思われる。そのため通勤圏である胆江広域圏内に優良企業を誘致するなど、地域に安定した雇用の場を確保し、不安定な兼業従事者や農外就業を希望する農業者に対しては、安心して農外就労できるための相談、助言を行う。

併せて、農用地の流動化や農作業受委託の促進、地域特産物の開発等により担い手及び農業後継者の確保・育成、経営規模の拡大、農産物の高付加価値化などによるブランド開発を推進し、起業化を支援しアグリビジネスの推進を図る。

近年、活発化している産地直売施設での農産物販売に関しては、地域特産品の販路拡大及び地産地消活動を推進する。

## 3 農業従事者就業促進施設

なし

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

農林業の一体的振興に努めながら地域農産物や特用林産物を含む森林資源を活用した多彩なブランド品等の開発を推進し、これらの加工・生産のための就業機会の確保、増大を図り、所得の向上と若年層の定着化を促進する。

## 第9 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農村は、人々の暮らしを支える重要な農業生産の場であるとともに、農家をはじめとする地域住民の生活の場であることから、快適でゆとりと安らぎのある環境整備が求められている。

また併せて、都市住民に対しても魅力のある空間とすることにより、農業や農村への理解を深め都市との活発な交流を図り、農村の活性化に繋げていくことも必要である。

したがって、生活環境の整備については、農業生産基盤の整備とともに、計画的かつ一体的に、生活の多様化や生活水準の向上に対応できるよう利便性と効率性を追及し進めていく。さらに、豊かな自然と歴史的、文化的伝統を活かした魅力ある地域づくりの実現にも努めるものとする。

#### (1) 安全性

市民の生命及び財産を災害から守るため、「奥州市地域防災計画」に基づき、関係機関との協調により、総合的かつ計画的な防災対策を実施していく。さらに、災害の発生を未然に防止するため、危険地域等の指定を行い、市民への周知やパトロール等を実施していく。また、犯罪のない地域社会の実現のため、防犯意識の広報啓発を行っていくとともに、地域パトロールや子供の見守り活動など地域ぐるみの防犯活動をさらに推進していく。

交通事故を防止するため、各種交通安全思想普及活動、交通安全教育の実施、交通安全施設の整備等、行政と地域が一体となって交通安全対策を推進していくが、高齢化社会の進展により、高齢者の交通事故死者数が全体の半数以上を占めていることから、高齢者対策に重点を置いた交通安全思想の普及啓発にも努めていく。

#### (2) 保健性

高齢化社会の進展により、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を推進していくことが重要となっており、健康で生きがいをもって安心して暮らせるよう、健康づくり活動や就労活動などの社会参加を促進するとともに、老人福祉施設の整備など、高齢者ニーズに合わせたサービス提供基盤整備を計画的に進めていく。

また、上下水道は市民生活における生命線（ライフライン）であり、この安定利用供給は日常あるいは災害時にかかわらず、安全で快適なまちづくりの重要な課題であるため、上水道の計画的な整備や更新、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の設置など良好な居住環境の形成に向けた汚水処理事業の推進に取り組んでいく。

ごみ処理については、分別収集や市指定ごみ袋の使用によるごみの資源化や減量化を重点的に展開する。

### (3) 利便性

道路交通網の整備については、利便性と安全性の両機能を十分に発揮できるよう配慮しながら、集落内、集落間道路及び幹線道路等円滑な交通の実現を基本とした計画的な整備を行う。鉄道交通、バス交通の確保や改善を促し、交通弱者などを考慮した、人に優しく利便性の高い交通サービスの充実を図る。

また、情報通信技術（ICT）は、地域間の距離を縮めるほか、社会活動全体の効率性の高い生活を実現するための重要なツールである。地域の特性を活かした情報通信技術基盤の整備、誰もがICTを利活用できる情報教育の充実など情報化への対応を図る。

### (4) 快適性

本市の恵まれた自然環境、歴史、風土等、地域の特性を活かした都市空間を創造するとともに、潤いのある快適なまちづくりを進めるため、住民の憩いの場となる施設の整備を段階的に進め、豊かな人間関係が育まれる農村社会をつくる。

また、現在進められている基盤整備事業とあわせて水辺環境を整備し、農業用水路を利用した水辺環境整備により景観と自然生態系の保全に配慮した居住環境の改善を図る。

### (5) 文化性

本地域には、古くから伝わる伝統文化や文化的史跡など文化遺産が数多くあることから、これらの重要な文化財を明日の地域を作る貴重な資源として保存するとともに、各種伝承活動を積極的に奨励し、理解を深め魅力を発信することで文化的なまちづくりを目指す。

また、スポーツ・レクリエーション活動の日常化を促進するため、気軽に利用できる運動施設の整備、学習プログラム情報の提供や市民の幅広いニーズに対応できる指導者の育成を図る。

## 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
農業集落排水施設	胆沢地域 処理施設1式（機能強化）	愛宕地区	1	
〃	奥州市全域 処理施設1式（〃）	奥州市地区	—	
〃	江刺地域 処理施設1式（〃）	倉沢地区	2	
〃	江刺地域 処理施設1式（〃）	石関地区	3	
〃	江刺地域 処理施設1式（〃）	二子町地区	4	
〃	胆沢地域 処理施設1式（〃）	供養塚地区	5	
〃	前沢地域 処理施設1式（〃）	赤生津地区	6	
〃	江刺地域 処理施設1式（〃）	川西地区	7	

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図 番号	備考
農業集落排水施設	衣川地域 処理施設 1 式 (機能強化)	六道寺向地区	8	
〃	前沢地域 処理施設 1 式 ( 〃 )	前沢北部地区	9	
〃	衣川地域 処理施設 1 式 ( 〃 )	富田川西地区	10	
〃	水沢・前沢地域 処理施設 1 式 ( 〃 )	二渡・天王地 区	11	
〃	衣川地域 処理施設 1 式 ( 〃 )	古戸地区	12	

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林資源は、水源かん養、災害防止等はもちろん、保健、休養、憩いの場としての住民の快適環境を生み出す多面的機能を有していることから、農村の生活環境整備に当たっては、その保全に配慮しながら総合的な視点で整備を図る。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

「奥州市総合計画」及び他の計画との整合性を図りながら、本地域における生活環境施設の整備を総合的に推進し、農山村における生活環境基盤の整備に努める。

## 第10 附 図

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1 土地利用計画図       | (附図1号) |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図 | (附図2号) |
| 3 農用地等保全整備計画図   | (附図3号) |
| 4 生活環境施設整備計画図   | (附図6号) |

### 別記 農用地利用計画図

#### (1) 農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域  
詳細農用地利用計画図のとおり

#### (2) 用途区分

詳細土地利用計画図の用途別彩色区分は次のとおりとする。

彩色区分	農地	黄色
	農業用施設用地	橙色